今だから自治会
自治会に加入しましょう

自治会とは、毎日を住みよく暮らしていくために、地域住民の皆さんが自主的に組織しているグループです。現在、市内には231の自治会があり、地域コミュニティの中心となって日々協力しています。

自治会活動に対して、より深いご理解をいただき、皆さんの積極的な参加をお願いします。

自治会の大切さって？

地震や水害などの大きな災害が発生した時、ひとりでは対応できません。自治会では、いざという時に助け合えるよう、日頃から交流活動を行い、地域の人と人とのつながりを大切にしています。

登下校時の子どもの見守りや防犯パトロールなども自治会が行っており、近隣の住民と顔見知りになっておくことは、犯罪などから身を守るためにも大切です。少子高齢化が進む中、誰もが明るく健やかな生活を営むためには、行政や個人の力だけでなく、地域の力が必要不可欠です。

今こそ自治会に加入し、皆さんと力を合わせて、安全・安心な住みよいまちを築き、守っていきましょう。

自治会への加入は、お住まいの地域の自治会長または班長（組長）にお申し込みください。お住まいの地域の自治会、自治会長が分からない場合はお問い合わせください。

問合せ
茂原市自治会長連合会事務局（生活課内）
☎(20)1505 FAX(20)1600

地域の見守り

自治会では、日頃から防災訓練や防犯パトロール、交通安全運動などの地域活動を通じて、子どもや高齢者世帯を地域全体で見守り、互いに支え合っています。

また、防犯灯の設置・管理や自主防災組織を結成することで、全ての住民が安全・安心に暮らせる地域づくりに励んでいます。

環境美化

ごみ集積所の設置・管理、公園や側溝などの地域清掃、ごみの減量やリサイクル活動に取り組み、地域住民で一体となって美しいまちづくりに努めています。

情報共有と交流

回覧文書により、市からのさまざまなお知らせを共有する他、季節ごとのイベントや地域独自のお祭りなどを通じて、住民の親睦を深めています。



監査の結果に対する措置

令和7年度に実施した監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆監査の種類　定期監査
◆措置年度　令和8年度

〈都市建設部　建築課〉

【監査結果】
・茂原市空家等対策計画に掲げる「安心・安全・快適な住環境の実現」に向け、所有者不明や相続人不在の空家対策は重要な課題の一つである。これらの空き家等を放置せず早期の状況把握に努め、相続財産清算人（相続財産清算制度※）等の活用により流通を促進し、悪影響を未然に防ぐよう取り組まれたい。

※相続財産清算制度…民法第952条　相続人の存在、不存在が明らかでないときには、利害関係人等は家庭裁判所に申立てができる。相続財産清算人は被相続人の債権者等に対し被相続人の債務を支払うなどして、清算を行うことができる制度。

【措置内容】
・所有者や相続人の不存在空き家については、資産税課より都度、情報提供を受けており早期の物件把握に努めている。また利活用の促進を図るため、令和5年度より継続して相続財産清算人申立てを行っているところである。

問合せ
監査委員事務局（9階）
☎(20)1560 FAX(20)1607

